

苫小牧法務総合庁舎整備等事業 質問回答（第4回）

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所							質問内容	回答	
				頁									
1	開札について	1	入札説明書	2	3	(6)	イ					今後のスケジュールのなかで開札・落札者の決定が平成16年10月21日となっておりますが、提案書を受けてから、10月21日まで開札しないということでしょうか。	お考えのとおりです。
2	入札価格の基準金利設定日	1	入札説明書	2	3	(6)	イ					入札価格の基準金利設定日が平成16年8月3日と記載されておりますが、提案の基準の統一化のために、「提案の基準金利」を当該期日に貴局よりホームページなどで開示し指定して頂きたいをお願いします。	応募者においてご確認ください。
3	本施設の引渡期限	1	入札説明書	2	3	(6)	イ					引渡期限は平成18年10月1日ですが、それ以前の引渡し可能な場合は、引渡しをしますので、可能な場合でも9月30日まで待って引渡しを行い、維持管理は10月1日から実施となるのでしょうか。	引き渡し日、供用開始日は、それぞれ原則として、平成18年9月30日、平成18年10月1日とします。
4	株式の譲渡、担保権の設定	1	入札説明書	3	4	(1)	イ	(イ)				「SPCの株主は…北海道開発局の事前の承認がある場合を除き、譲渡担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない」と記載されておりますが、本事業に関する資金調達のため、融資機関のために株式に質権設定する場合、国はそれを承諾するとの理解でよろしいでしょうか？	国と事業者及び担保権者である金融機関等との間で協議を行い、その協議が整えば承諾するものとします。
5	協力会社	1	入札説明書	3	4	(1)	ウ					「…協力会社（構成員以外のもので、事業開始後、SPCから直接次ぎの業務を受託又は請負うことを予定している者）」との記載がありますが、「直接」とは「予定」ということで、協力会社が構成員の下で（SPCからの直接ではなく）業務を行うことは妨げないとの理解でよろしいでしょうか？業務や協力企業の信用によって、構成員を間においた方が、事業の継続に資する場合があります。	SPCから直接業務を受託又は請負うことを想定しています。
6	欠番												
7	欠番												
8	欠番												
9	欠番												
10	欠番												
11	著作権	1	入札説明書	14	11	(3)	ア					「ただし、本事業の公表その他、国が必要と認めるときは、国は第二次審査資料の全部又は一部を使用できるものとする。」と記載されておりますが、入札参加者の権利保護の観点から「入札参加者の事前の了解」が必要と考えます。	契約に至らなかった第二次提案資料については、著作権に関わる内容についての公表は想定しておりません。
12	履行保証	1	入札説明書	15	12	(2)						履行保証は、損害保険会社の発行する履行保証保険（役務保証）ではなく、銀行の発行する履行保証（金銭保証）でもよろしいでしょうか。	銀行の発行する履行保証は認められません。損害保険会社の発行する履行保証保険として下さい。
13	履行保証	1	入札説明書	15	12	(2)						履行保証保険は、通常対象となる契約の当事者しか被保険者とはなりませんので、事業契約を対象とした場合は国が、工事請負契約を対象とした場合はSPCが被保険者となることとなります。しかしながら、SPCには与信がありませんので、通常はSPCが事業契約を対象にした履行保証保険に加入することは困難であり、また、損害保険会社に問い合わせたところ、履行保証保険に質権は設定できないため、工事請負契約を対象とした履行保証保険に国のために質権を設定することはできません。履行保証「保険」によらず、国が認める金融機関による履行保証をお認めいただけないでしょうか。	事業者が被保険者となる履行保証保険を締結し、当該保険金請求権に対して、本事業契約上の「発注者」のために質権を設定することは可能と考えています。本事業においては、履行保証保険としてください。
14	履行保証保険	1	入札説明書	15	12	(2)						「SPCは建設工事の履行を確保するため、各事業着手日から施設引渡日までを期間として…」と記載されておりますが、「各事業」とは何を指すのでしょうか？「建設着手日から」とするのが妥当と考えます。	「各事業」は「各業務」に修正します。なお、建設企業が設計契約・工事監理契約に係る違約金部分を含め履行保証保険を付保することも可能とします。この場合は、設計企業・工事監理企業が重複して履行保証保険を付保する必要はありません。また、その場合、履行保証保険の期間を建設期間とする場合には、「事業者と建設企業との間における建設業務の実施に関する契約締結日から施設引渡日まで」となると考えます。なお、建設業務の実施に関する契約は、本事業契約締結後速やかに締結してください。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答	
				頁										
15	履行保証保険	1	入札説明書	15	12	(2)							なお書きの場合、履行保証保険の締結は、「事業契約締結後速やかに」ではなく、付保対象となる建設請負契約締結後となります。よろしいでしょうか？	No.14を参照して下さい。
16	入札保証金及び契約保証金(履行保証保険)	1	入札説明書	15	12	(1) (2)							SPC又は建設企業、設計企業、監理企業は建設工事費、調査設費、及び工事監理費に相当する履行保証保険を締結することとなっておりますが、これらすべての費用の合計額の10%以上の保証(保険)金額をもって建設企業が代表して履行保証保険を付保し、支出負担行為担当官の為に質権設定することにかまいませんか。	お考えのとおりです。
17	落札者の選定方法	1	入札説明書	16	15	(3)	イ						第2次審査において、ヒアリングを実施するのでしょうか。	現時点では想定しておりません。
18	事業者の選定体制	1	入札説明書	16	15	(2)							有識者等委員会の委員が記載されていますが、審査委員長は公表されますか？	落札者決定後に公表する予定です。
19	落札者の選定方法	1	入札説明書	16	15	(2)							有識者等委員会の委員がそのまま審査委員になるのでしょうか。	事業者選定基準を参照してください。
20	基本協定の締結	1	入札説明書	16									基本協定締結までの期間についてですが、落札決定後7日以内では事業者側の基本協定書の捺印作業期間としては極めて短い期間設定かと存じます。書面提出による期間延長の承諾が可能との措置もありますが、基本値となる7日を2週間程度に変更いただきたく御願致します。	入札説明書のとおりとします。
21	経営事項審査評価について	1	入札説明書										参加資格要件の1つに経営事項審査のP点を条件に設けているにもかかわらず、加点審査に企業の経営状況を示す指標Y点を加えると二重評価になり、審査ベースがずれることにはならないでしょうか。	参加資格要件は本事業を実施する上での応募者の最低限満たすべき基準を示したものであり、加点審査においてはその良否を審査することを想定しています。経営審査事項の提案審査における使用方法もこの考え方に基づき行うことを想定しています。
22	業務要求水準書	3	業務要求水準書	2	-	3	1	(r)			警察官待機室には原則として専用便所を設けるが、一般用便所を使用することに業務上の支障がない場合、「国」との協議により省略することができる。と、ありますがどの時点で協議できるのでしょうか。現段階では設置する方向で考えるのでしょうか。	現段階では設置するものとします。協議は落札者決定後の設計工程内で行います。
23	押送車動線について	3	業務要求水準書	2	14	5	(1)	a	(a)	イ			押送車の出入口位置について、押送車の搬送ルートについてご指示願います。	適切な導線計画を提案してください。
24	警備業務	3	業務要求水準書	3	-	2		3	(5)		職員や来庁者の安全確保とあるが、当然来庁者の居る時間帯とは平日の日中が基本となることから、無人時の警備である機械警備はだけでは対応できない、人的警備との併用と考えてよろしいでしょうか。	機械警備のみです。正誤表を参照ください。
25	一般廃棄物の処理	3	業務要求水準書	3	-	6		6	(3)	d	産業廃棄物・特別管理一般廃棄物・機密文書・証拠品の廃棄物処理については、PFI事業外と明記されているが、一般廃棄物は収集・集積は当事業業務に入っているが、処理については要求水準に明記されていない。	一般廃棄物については、収集・集積までが事業者の業務範囲であり、処理は入居官署が行います。
26	警備業務	3	業務要求水準 資料2-4 セキュリティの設定	4	-	18							<来庁者の身分確認が必要なゾーン>でエントランスホール・一般用トイレ等の使用者の身分確認や来庁目的の記帳等はSPC側が行うのか、また<維持管理担当者の許可を受けたものが出入りできるゾーン>にも記帳の記述があるが、何らかの形でSPCの関係の人間が常駐することが前提でしょうか。	常駐は前提としていません。正誤表を参照ください。
27	セキュリティレベルについて	3	資料2-4	4	-	1	8						セキュリティレベル8について維持管理担当者もアクセス不可能ですが維持管理の業務について行なう必要がないと考えて宜しいでしょうか？	資料3-2が正です。正誤表を参照ください。
28		3	資料3-2	4	-	5	1						建築設備運転監視・点検保守・修繕業務に関しても資料3-2の立会の有無は同じでしょうか？尚、この立会者とは職員というご理解で宜しいでしょうか？	お考えのとおりです。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答
				頁									
29	押送車について	3	資料1-1	4	1	お						押送車のホイールベース、及び、車両前から前輪までの距離、及び後輪から車両の後部までの長さをご指示願います。	押送車は、各署によって車種が異なることからホイールベース等は一定ではないが、概ね、ホイールベースは、2200～2700、車両前から前輪までは、1000～1100、後輪から車両後までは950です。
30	維持管理業務に関する監視	3	資料-7 業績等の監視及び改善要求措置要領	5	第4章	1節	2	(1)				毎月の業務報告書の提出時期について、「毎月最終日終了後の一定期間前」と記載されていますが、「毎月最終日終了後の一定期間以内」の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
31	清掃業務時間	3	業務要求水準 資料3-2	-	51							法務局支部は特別問題はないとおもいますが、検察庁支部の清掃は執務中以外の時間に清掃する部分が多く、しかもその全てに立会が必要となっている、執務時間前であれ後であれ、清掃時間にあわせて立会してくれるのでしょうか。	資料3-2を修正いたします。正誤表を参照ください。
32	その他	3	業務要求水準書	2-12	3	(2)	b	(e)				「伐採が必要となる場合、…」とありますが、事前に「合意が得られるもの」と考えて良いのか、それとも事業者側で「事前に合意が得られるもの」としておかなければならないのでしょうか？	事業者側で判断をし、周辺都市環境への配慮の視点から「合意が得られる」提案をおこなってください。
33	内装仕上	3	業務要求水準書	2-18	2	5	1	(1)	a	(a)		仕上の変更を行うとする際、仕上表に記載された仕上内容と「同等以上の水準」であることは、材料により一長一短があると思われませんが、どのように判断すればよろしいですか。また、その根拠は提案書に注記すべきですか、ご回答ください。	判断は事業者側にゆだねられていますが、必要に応じて注記を行ってください。
34	弁護士接見室の面積について	3	業務要求水準書	2-19								表2-5-1各室性能表内の弁護士接見室の想定面積は15㎡で1室となっておりますが、要求水準書資料2-7の4-37ページ、図9-1の平面参考例では7.5㎡程度です。本件の特性として、倍の広さを必要とするという解釈でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
35	各室性能表	3	業務要求水準書	2-20	2	5	1	(1)				例えば法務局の男女休憩室の間仕切は壁と指定されていますが、各更衣室と一体として計画した場合、水準書を満たさないことになるのでしょうか。また建具等による間仕切としても水準書に合致しないと判断されるのでしょうか、ご回答ください。	更衣室と休憩室のしきりについては、提案する空間に応じた建具を設けることは可能です。
36	外部仕上表	3	業務要求水準書	2-21								外部仕上表が記載されていますが、事業者が同等もしくは同等以上の性能と判断した場合、記載された仕上以外の提案は可能でしょうか？	No.33の回答を参照してください。
37	内部仕上表	3	業務要求水準書	2-22								内部仕上表が記載されていますが、事業者が同等もしくは同等以上の性能と判断した場合、記載された仕上以外の提案は可能でしょうか？	No.33の回答を参照してください。
38	案内標識	3	業務要求水準書	2-25	2	5	1	(1)	g			「本庁舎を示す案内標識」の大きさ、形状についてお示しください。	庁舎の建築設計との調和及び設置場所の周辺景観や周囲との調和という視点から提案してください。
39	案内標識	3	業務要求水準書	2-25	2	5	1	(1)	g			「本庁舎を示す案内標識」は敷地内に設置するものですか、道路(歩道)上に管理者の許可を得て設置するものですか、ご回答ください。	敷地外に許可を得て設置するものとします。
40	施設計画 機械設備 熱源システム	3	業務要求水準書	2-56	2	5	3	(2)	a			熱源システムは、中央熱源方式または中央熱源・地域熱供給併用方式により検討とありますが、EHP(ヒートポンプ・マルチエアコ)も中央熱源方式と該当すると考えて宜しいですか。	マルチ形EHPは中央熱源方式には該当しません。
41	捜査官室	3	業務要求水準書	2-28	2	5	1	(2)	a	(g)		捜査官室の各ブースを仕切る可動間仕切をパーティションと考え、各ブース間の遮音性は考慮しませんがよろしいですか。	捜査官室全体を1室とみなして2-19 表2-5-1に示す遮音性能を室として確保してください。それぞれ可動間仕切りによって区分される部屋については、遮音を考慮しなくて良いものとします。なお、図10-9は備品の配置例であることに留意して、捜査官室は可動間仕切りによって5つの部屋にしてください。
42	施設面積	3	業務要求水準書	2-3	2	3	2	(2)	a			例えば屋外に東屋等を設けた場合、建築基準法上の床面積に算入されますが、本物件の面積表に算入すべきですか、その場合は、共用部の所要面積としてよろしいですか。	面積表に参入し、共用部としてください。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答
				頁									
43	鋼製棚の仕様	3	業務要求水準書	2-30	2	5	1	(2)	a	(k)		記録保存庫の棚の総延長が254mとありますが1段の長さの延長と解釈してよろしいですか。	お考えのとおりです。
44	鋼製棚の仕様	3	業務要求水準書	2-30	2	5	1	(2)	a	(m)		行政文書書庫の棚間35cmとあるが、どの寸法を指していますか。	棚と棚の上下間を指します。
45	法務省型鋼製棚の総延長について	3	業務要求水準書	2-30	5	1	(2)	a	(k)			「棚の総延長」とは段数を含めた長さ(棚の長さの総延長×段数=棚の総延長)と考えてよろしいでしょうか。	No.43の回答を参照してください。
46	押送車	3	業務要求水準書	2-31	2	5	1	(2)	a	(w)		押送車が到着する大よその頻度、1回あたりに停車している時間を教えてください。	毎日の押送車は、ほとんどが苫小牧署の押送車であり、苫小牧署の場合、1日2～3回、停車時間は15分程度です。そのほか、浦河署、静内署等は、月に1～2回、停車時間は2～3時間です。
47	各室機能と条件	3	業務要求水準書	2-33	5	1	(2)	b	(d)			要求水準書(案)に対する質問への回答で、「什器・備品については、要求水準書(案)の本編で記述される物以外は、本事業の対象外とする。」とありますが、閲覧室に10席設置する(図10-10参照)とあるのは、2人用の閲覧机を5台設置できるスペースを確保することであり、閲覧机そのものは含まないとの考えで宜しいですか。	お考えのとおりです。
48	登記書庫の配置	3	業務要求水準書	2-34	2	5	1	(2)	b	(j)		「登記書庫が2層に分かれた場合」とは、「登記書庫が2つに分かれて配置される場合」に該当せず、同一室とみなし過半が登記事務室の存する階に隣接していなくてもよいと解釈してよろしいですか。	2つに分かれて配置する場合と考え、過半が登記事務室に隣接するようにしてください。
49	囲障の高さについて	3	業務要求水準書	2-40	2	5	1	(5)	a			a.空間構成のなかに敷地周囲に門および囲障を設置するとありますが、囲障の高さに指定はあるのでしょうか。	ありません。
50	外構の囲障	3	業務要求水準書	2-40	2	5	1	(5)	a			敷地周囲に設置することとなっている囲障の位置は、厳密に敷地境界上を想定されていますか、外周部植栽帯の内側でも水準書に合致すると考えてよろしいですか。	お考えのとおりです。
51	電気設備性能・仕様	3	業務要求水準書	2-43	第2章	5節	2	(1)	表2-5-11			維持管理用室には、TEL1台、電話端子1台となっていますが、維持管理業務に必要な電話回線は、増やしてもよろしいでしょうか。	維持管理上必要な電話回線を独自に増やすことは可とします。
52	各室性能	3	業務要求水準書	2-53	3	(1)	a					「捜査官室は、各室の室温を個別設定できる必要がある。」となっておりますが、この場合の各室は、捜査官室全体を指すのか、それともスクリーンで区分された各区分を指すのでしょうか？	捜査官室は、可動間仕切毎に、室温を個別設定できるものとします。
53	空調設備	3	業務要求水準書	2-56	2	5	3	(2)				要求されている空調設備は中央熱源方式または中央熱源・地域熱供給併用方式を検討するとありますが、検討の結果冷暖房換気が一体のシステム以外を採用することは可能ですか。	熱源システムは、中央熱源または中央熱源・地域熱供給併用のいずれかとなります。空調システムは、これらの熱源から供給を受け、要求水準を満たす熱環境・空気環境が得られるものとします。
54	コスト管理表	3	業務要求水準書	2-64	2	6	1	(1)	a			コスト管理表は、LCCを含めないと考えて宜しいでしょうか	お考えのとおりです。
55	VOC測定対象物	3	業務要求水準書	2-73	2	6	2	(9)	a			測定対象物質が5物質となっていますが、厚生労働省濃度指針値にあるアセトアルデヒド等は、対象外と考えて良いでしょうか	お考えのとおりです。
56	テレビ電波障害	3	業務要求水準書	2-78	2	7	1	(6)				当庁舎がテレビ電波障害の影響範囲内にあり、事業期間中に障害建物が撤去され、近隣住宅に影響がでた場合にSPCで対策を負担しなければならないでしょうか	本施設の発注者への引渡後に障害建物が撤去された場合は、事業者の責任ではありません。
57	一般廃棄物の処理	3	業務要求水準書	3-17	第3章	4節	2	(2)				一般廃棄物の運搬・処理は、発注者が廃棄物収集業者に直接委託して行うということではよろしいでしょうか。	施設管理者が行います。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所							質問内容	回答
				頁								
58	身分確認	3	業務要求水準書	4-18							来庁舎の身分確認を行うとありますが、エントランスホール付近に専用の受付カウンターを設置し、係員が常駐すると考えてよろしいですか。	受付の設置は想定しておりません。訂正表を参照してください。
59	家具寸法	3	業務要求水準書	4-40							図10-9 の机の絵が前ページの寸法と一致しませんどちらを正とすればよろしいですか。	図10-9は備品配置例ですから配置の参考と考えてください。
60	鋼製棚	3	業務要求水準書	4-43							資料2-9にある鋼製棚を「購入及び設置するものとする。」とありますが、図面寸法を読み取ることが出来ません。購入価格の提示と寸法がわかる図面をお示し下さい。	図面を示します。購入価格は提示いたしません。
61	業務実施の際の立会の有無	3	業務要求水準書	4-51 4-52							業務実施の際の立会は、発注者が行うということでしょうか。それともSPCが業者者のほかに立会者を手配して業務を行うということでしょうか。	「国」の職員が立ち会います。
62	業務実施の際の立会の有無	3	業務要求水準書	4-51 4-52							仮に業務実施の際の立会を発注者が行う場合で、立会者が何らかの都合で予定していた作業に立ち会えなかった場合にはSPCの作業は実施できなくなるのでしょうか。	原則として立会者がいない場合には業務は実施できません。
63	業務実施の際の立会の有無	3	業務要求水準書	4-51 4-52							仮に業務実施の際の立会を発注者が行う場合で、立会者の都合により予定していたSPCの作業が実施できなくなった場合は、その作業は実施したものとみなされるのでしょうか。	原則として実施したものとみなされません。
64	自動車	3	業務要求水準書	5-12	9	1	(1)				公用車としての自動車についての基準が示されていますが、PFI期間中に従事するSPC関係者の車にも適用されるのでしょうか。	参考資料-2は、グリーン購入法に基づく国の資材調達の方考え方を示すものです。適用は求めていますので、適宜ご判断ください。
65	自動車等に関する規定	3	業務要求水準書	5-12	9						自動車等に関する規定は、今回の事業に関連する事項はありますでしょうか。	No.64の回答を参照してください。
66	環境負荷低減に資する資材	3	業務要求水準書	5-12 ~	9						自動車等についての基準がありますが、本事業においては、何のために使用する自動車適用になるのでしょうか。	No.64の回答を参照してください。
67	什器、備品の調達	3	業務要求水準書								事業者が調達する什器、備品の一覧表を御提示していただけますでしょうか。	No.47を参照して判断してください。一覧表を提示する予定はありません。
68		3	業務要求水準書								一般来庁舎の1日の平均人数を教えてください	通常期は、150～200名、繁忙期は、250～350名です。
69	第2次審査について	4	事業者選定基準	2	3						審査フロー図によりますと、予定価格を超えた提案についても提案審査を行うということでしょうか。	お考えのとおりです。
70	要求範囲外の提案について	4	事業者選定基準	3	5	(1)	a				「計画地外等要求範囲外の提案が記載された場合、その部分は採点の対象としない。」とありますが、要求範囲外と加点の対象となる要求水準を上回る提案をどのように区別すればよろしいでしょうか。	要求水準書範囲外の提案は加点の対象とはしません。
71	委員会について	4	事業者選定基準	4	5	(1)	a	(b)			事業計画検討部会、施設整備・維持管理検討部会の構成メンバーは公表されるのでしょうか。	公表の予定はありません。
72	加点の付与について	4	事業者選定基準	4	5	(1)	a	(b)	ウ		委員会の審査結果が最終的な加点の結果と考えてよろしいでしょうか。	委員会での評価結果を基に、国が決定します。
73	再入札について	4	事業者選定基準	4	5	(1)	b				全ての入札参加者が予定価格を超えている場合、再度入札を行う。とのことですが、この再入札はその場で行うのでしょうか？ それとも別途日程を設定して行うのでしょうか？	別途行う予定です。
74	定性的評価について	4	事業者選定基準	6	5	(3)	b	(a)	イ	(ア)	「総合的に優劣評価を行う」とありますが、評価は絶対評価でしょうか、それとも相対評価となるのでしょうか。	原則として絶対評価となります。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答
				頁									
75	事業計画	4	事業者選定基準	6	5	(3)	b	(b)	ア	(1)		事業計画について「経営責任が一元化されるなど」と記載されておりますが、グループによる提案の場合、SPCの株主が複数になる場合がほとんどだと思います。一元化という形ではなく、経営の仕組みを合理的にし迅速な対応を行える形をご提案したいと考えておりますが、「一元化」の趣旨について、ご教示頂ければと存じます。	リスク顕在化時や不測の事態等におけるSPCの迅速かつ確かな対応を求めているものです。「経営責任の一元化」は一例ですので、この趣旨に沿い、他に応募者が有効と考える方策があれば、ご提案下さい。
76	加点項目の配点について	4	事業者選定基準	10								評価項目表のなかの「加点項目の配点」の「加点項目の評価ポイント」別の点数内訳は公表されないのでしょうか。	公表の予定はありません。
77	Y点評価について	4	事業者選定基準	10								評価項目表の加点項目の評価のポイントに経審のY点等の評価するとありますが、建設企業の参加資格要件にP点を設けているにもかかわらず、加点審査項目にY点を設けることは、二重の評価をすることになり、応募グループ間の審査基準がずれることにならないでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
78	耐久性と耐用性	4	事業者選定基準	15	6							耐久性と耐用性の記載を求められておりますが、それぞれの定義をお願い致します。	耐久性とは、その状態で長持ちすることを言います。耐用性とは、軽微な補修や改修などを含め長く使えることを言います。
79	金融機関の実績	4	事業者選定基準	11								「プロジェクトファイナンスの実績」とはどのような事業の範囲を想定しているのでしょうか。	借入の返済原資が専ら対象事業からの収入に依拠し、事業を行うための別会社が設立され、この別会社のスポンサーから一定の倒錯隔離が行われている事業等への融資を想定しています。
80	様式の記述について	4	事業者選定基準	11								「事業計画」-「採算・資金収支計画」の「必須項目の確認ポイント」の2段目及び3段目に「様式1-005、1-006」との記述がありますが、「様式A-006、A-007」との理解でよろしいでしょうか。	様式A-005、006、007と改定します。
81	債務超過について	4	事業者選定基準	11								「事業計画」-「採算・資金収支計画」の「必須項目の確認ポイント」の3段目に、「債務超過になっていないこと。」とありますが、建設期間中はSPCに収入がないため、債務超過となるケースが十分に考えられます。当該条件の適用は、維持管理開始以降との理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
82	評価項目(事業計画)	4	事業者選定基準	11								「提出様式番号」の2、3段目が空欄になっています。ご教示下さい。	A-003です。
83	部会における評価案作成	4	事業者選定基準	4	5	(1)	a	(b)	ア			「各委員の評価の平均を基準として」とありますが、入札説明書に記載されている6人の委員が、事業計画検討部会、施設整備・維持管理検討部会のどちらか一方にだけ所属し、担当する分野(事業計画または施設整備・維持管理のいずれか)を評価すると考えてよろしいでしょうか。それとも、6人の委員全員が両部会において評価を行うのでしょうか。	委員は、いずれか1つの部会に所属して一次審査を行い、その後、委員会にて審査結果を決定します。
84	割賦金利	5	PFI事業費の算定及び支払い方法	2	1	(2)		イ				「割賦金利については事業者の借入に係わる支払い金利等の額と同じとし、…」との記載がありますが、事業者には資本金等のエクイティがありますので、借入金は国に対する割賦元本より小さくなるのが一般的です。元本が異なるものの金利額を同じとするとのご要望には、合理性がないと思います。また、国への割賦期間(引渡から事業終了まで)より調達側の借入期間が短くなる場合もあり、期間の点からも金利額を合わせることは困難です。「割賦金利と借り入れん金利を同額にする」との規定の削除をお願いします。いかがでしょうか。	割賦金利と支払金利を同額とする記載を削除します。詳細は訂正表及び資料をご確認下さい。
85	割賦金利	5	PFI事業費の算定及び支払い方法	2	1	(2)		イ				12.5年の割賦期間に対して、10年ものスワップレートを基準とおくと、2.5年の差異が生じて、資金調達に支障がでます。10年後の金利変動リスクをSPCに負わせることは事業の安定的継続に支障がでますので、調達は12.5年の固定金利で行う必要があります。その観点から、割賦と調達の金利を合わせることは極めて困難です。仮に割賦と調達の金利を合わせるのであれば、10年後に金利見直しとするか、12(または13)年のスワップレートを割賦の基準金利として頂きたいと思えます。いかがでしょうか。	基準金利の期間については、12年ものとしします。詳細は訂正表をご確認下さい。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所							質問内容	回答	
				頁									
86	TSR	5	PFI事業費の算定及び支払方法	2	1	(2)		イ				平成16年8月3日に公表される基準金利について、TSRは金融機関以外は費用がかかり入手が困難であると思われるのでホームページ上で公表していただきたくお願いいたします。	No.2の回答をご参照下さい。
87	割賦金利の額	5	PFI事業費の算定及び支払方法	2	1	(2)		イ				割賦金利は施設費を事業契約に定める回数によって元金均等の分割支払することに対して国が支払う金利とする。割賦金利の額については「事業者」の借入に係わる支払金利等の額と同じとし…とありますが、施設費は、借入金と出資金によって調達されるため、施設費を元金均等の分割払いで利息計算した場合、出資金で調達された部分の利息が含まれ、事業者の借入に係わる支払金利等の額とは一致しません。また、事業者の調達する借入金の返済スケジュールが割賦払のスケジュールと一致するとも限らず、割賦金利の額が「事業者」の借入に係わる支払金利等の額と同じとなるには無理があります。割賦金利計算の元金は、施設費なのでしょうか、事業者の借入金なのでしょうか。	No.84の回答をご参照下さい。
88	基準金利の決定日と期間	5	PFI事業費の算定及び支払方法	2	1	(2)		イ				基準金利の期間は10年ものとする。基準金利は平成17年6月1日に…とありますが、実際の国の割賦債務確定は平成18年10月1日であり、割賦期間は12年半です。基準金利の決定日は平成18年10月1日の2営業日前、スワップレートの期間は12年半とすべきではないでしょうか。	No.85の回答をご参照下さい。
89	消費税リスク	5	PFI事業費の算定及び支払方法	2	1	(2)						様式A-005を見ますと、割賦金利には消費税がかからないものと想定されています。1(2)イにおいて、割賦金利の元金を施設費とした場合は、金融取引による金利として消費税の対象にはならないと考えられますが、元金を事業者の借入金とした場合は、割賦金利とその元金たるべき施設費と事業者の借入金には直接の関連がなく、金融取引とは認定されず、割賦金利相当にも消費税の課税リスクが生じます。割賦金利の元金を事業者の借入金とされた場合の課税リスクは国にあると考えてよろしいでしょうか。	No.84の回答をご参照下さい。
90	割賦金利について	5	PFI事業費の算定及び支払方法	2	1	(2)		イ				「割賦金利の額については「事業者」の借入に係わる支払金利等の額と同じとし」とありますが、施設費を全額借入で賄う訳ではなく、資本調達に対する一定の対価も必要なこと、全く利ざやのない割賦販売というのは異例な取引であること、本件では借入金金利と割賦金利にミスマッチがあり実際には両者を一致させることは困難であること、など考えますと、かかるご要請に沿うのは困難ではないかと考えます。本件に沿わないことも可能でしょうか。(本件に沿う必要がある場合は、かかるお考えの理由・背景をご教示ください。)	No.84の回答をご参照下さい。
91	割賦金利について	5	PFI事業費の算定及び支払方法	2	1	(2)		イ				「割賦金利の額については「事業者」の借入に係わる支払金利等の額と同じとし」とありますが、「支払金利等」という場合の「等」には何が含まれるかご教示下さい。また、本要件は提案時における想定に関するものであり、実際には金利のミスマッチ等で「同じ」とならない場合もあること、更に、提案時においても、事業期間中の総額が「同じ」であればよいこと(各支払期について両者を「同じ」にするのは困難と史料します。)につきご確認ください。	No.84の回答をご参照下さい。
92	割賦金利について	5	PFI事業費の算定及び支払方法	2	1	(2)		イ				割賦金利は平成17年6月1日の10年もの固定金利を使用することとなっておりますが、平成17年6月から事業期間の終了までは約14年あります。10年もの14年もの固定金利の差が大きく乖離し、割賦金利と借入(通常、事業期間にわたり借入)の金利に大きなミスマッチが生じるリスクについて、どの様にお考えでしょうか。	No.85の回答をご参照下さい。
93	割賦金利の算定方法	5	PFI事業費の算定及び支払方法	3	2	(1)						割賦金利の算定は、施設費を元金とし、平成18年10月1日を起算日として計算してよろしいでしょうか。	割賦金利の起算日は平成18年9月30日として下さい。
94	割賦金利の支払額算定方法について	5	PFI事業費の算定及び支払方法	3	2	(1)						割賦金利はいつから発生しますでしょうか、施設の引渡し日(平成18年4月1日、10月1日、といった確定日ではない)という理解でよろしいでしょうか。	割賦金利の起算日は平成18年9月30日として下さい。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所							質問内容	回答
				頁								
95	割賦金利の支払額算定方法について	5	PF事業費の算定及び支払方法	3	2	(1)					「(割賦金利の当期支払額) = (事業契約書別紙1より算出した当期相当分)」とありますが、事業契約書別紙1(割賦金利総額のみ表示する様に見えます)から「当期相当分」を算出する方法につき、ご教示ください。	事業契約書(案)を修正します。正誤表・資料をご確認下さい。
96	維持管理費の支払額算定方法について	5	PF事業費の算定及び支払方法	3	2	(1)					「維持管理費は…事業期間を通じて原則として均等額とする。」とありますが、維持管理費のなかには冬期間しか発生しない除雪業務費などがあります。各事業年度の支払額が事業期間を通じて均等になればよろしいのでしょうか。	毎回の支払額を均等として下さい。訂正表・資料をご確認下さい。
97	維持管理費	5	PF事業費の算定及び支払方法	3	2	(1)					維持管理費とその他の費用の初回については「日割計算して支払う」とありますが、何を母数として日割り計算したら良いでしょうか。単純に25回均等払いということではよいのでしょうか。	毎回均等の支払とします。訂正表・資料をご確認下さい。
98	金利変動に伴う見直しについて	5	PF事業費の算定及び支払方法	4	4	(1)	イ				施設整備費の金利変動による改定時期を平成17年6月1日とした理由を教示頂けないでしょうか。	各年度における支払額を支払が生じる年度の前年度に確定させる必要があり、このため平成18年度の支払にあたる第1回目の支払額を確定させるためです。
99	施設費について	5	PF事業費の算定及び支払方法	1	1	(1)					「施設費」(割賦元本)の内訳の「その他施設整備に関して初期投資と認められる費用」にSPCの不測の事態発生に備えた予備費を含めてもよろしいでしょうか？	結構です。
100	割賦金利について	5	PF事業費の算定及び支払方法	2	1	(2)	イ				「割賦金利の額については、事業者の借入に係わる支払金利等の額と同じとし、」とありますが、 事業期間を通じて支払われる割賦金利の合計額と支払金利の合計額を同じにするとの理解で宜しいのでしょうか？ 具体的な様式(A-003～A-007)の作成例(金利改定時の処理も含めて)を、例示して頂けるようお願い致します。 割賦金利と支払金利が同じになるように、「その他の費用」で、当該差額をお支払い頂くとして理解していますが、金利改定に伴って、提案時に調整し同額とした割賦金利と支払金利の差額が発生する場合があります。この場合、当該差額を調整するために「その他の費用」の総額も金利改定に伴って変更するのが妥当だと存じますが国の考えをご教示下さい。 仮に当該変更を発注者側で承認頂けない場合、事業者にとって、大きなリスクが残ってしまいます。割賦金利と支払金利の額を同じにするのではなく、利率を同じにする等、当該リスクを軽減する方向でご検討頂けませんでしょうか？ 割賦金利が支払金利より、小さい場合、「その他の費用」で補填する部分は、マイナスで計上するとの理解でよろしいでしょうか？	No.84の回答をご参照下さい。
101	金利の確定時期について	5	PF事業費の算定及び支払方法	2	1	(2)	イ				基準金利の確定が、施設引渡日の1年4ヶ月前となっておりますが、金利の固定時期が施設引渡時より前になる場合、事業者は金利の固定時期から施設引渡までの金利変動リスクが発生致します。 この場合、当該期間の変動分をプレミアムとして見込まねばならないため、国にとってのコストアップになるだけでなく、事業者に対し過大なリスクを課すものと思われまます。当該リスクを回避するために金利固定時期を施設引渡時に近づけて頂けるようお願いいたします。	No.98の回答を参照してください。
102	維持管理費の支払額算定方法について	5	PF事業費の算定及び支払方法	3	2	(1)					1回目の支払は、施設引渡日から最初に到来する事業年度末までの経過日数に応じて維持管理費総額から日割り計算し、2回目以降の支払は、維持管理費総額の25分の1を支払うと理解できますが、1回目の支払金額と2回目以降の支払金額は、同じでない場合(日割計算と回数割計算の差が影響)、実際の総支払額が維持管理費総額と同じにならないと存じます。2回目以降の支払は維持管理費総額から1回目の支払額を引いたものの24分の1との理解でよろしいでしょうか？ 「様式集及び記載要領」6P「A-006」の説明で、初年度の維持管理費は月割りによる按分と記載されておりますが、「PF事業費の算定及び支払方法」の記載内容(日割計算)が正との理解でよろしいでしょうか？	維持管理費については毎回均等の支払とします。正誤表・資料をご確認下さい。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答	
				頁										
103	割賦金利の算出	5	PF事業費の算定及び支払い方法							2			基準金利は「ロイターの「SDAFIX1」によるLIBORベース金利スワップレートとすることは可能ですか(数値はTSRと同じ)。	基準金利は提示条件通りとします。
104	減額について	6	業務等の監視及び改善要求措置要領	9	4	3	1	(2)					「その他の支払い区分から減額する。」とありますが、いかなる場合も維持管理業務の支払区分内よりの減額で、施設整備費の減額はないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
105	業務報告書	6	業績等の監視及び改善要求措置要領	5	4	1	2	(1)					「提出時期は毎月最終日終了後の一定期間前」とありますが、一定期間内ではないでしょうか。	お考えのとおりです。
106	欠番													
107	Microsoft Excelを使用する様式	7	様式集及び記載要領	4	1	1-4	(1)						様式番号A-001～A-007の記載指示事項に、Microsoft Excelを使用して作成する様式は、計算式及び各様式間のリンクを残した形で保存した3.5インチフロッピーディスクも提出するとありますが、アップロードされている様式A-001～A-007はWordファイルとなっております。Wordファイルに埋め込んだExcelオブジェクトはファイル間リンクは残らないと思われませんが、これら様式はWordで作成するのでしょうか、Excelで作成するのでしょうか。	Excelで同様の様式により作成下さい。
108	現金主義での損益計算書の作成	7	様式集及び記載要領	5	1	1-4	(1)						様式番号A-006の記載指示事項に、損益計算書を現金主義で作成する旨の指示がありますが、同記載指示事項の最終で指示されている通り、適正な会計・税務処理によると、発生主義が適切かと思われま。また、利益処分計算書は発生主義で作成する様指示があり、損益計算書の現金主義の処理とは矛盾します。すべて発生主義に統一すべきではないでしょうか。	応募者が妥当と考える会計・税務処理方法によるものと修正します。訂正表・資料をご確認下さい。
109	法人税等、消費税の算入タイミング	7	様式集及び記載要領	5	1	1-4	(1)						様式番号A-007の記載指示事項に、法人税等、消費税等の納付及び還付については、申告書作成年度に入出金されるものとして作成する旨の指示がありますが、申告書作成年度とは、法人税等、消費税等の算定基礎となる当期のことでしょうか(発生主義)、実際に納付する翌期のことでしょうか(現金主義)。	記載事項を削除します。訂正表・資料をご確認下さい。
110	様式番号A-006	7	様式集及び記載要領	5									収益及び費用の時期を実際に当該収益及び費用の入出金が行われる期に計上する現金主義で作成の旨記載されていますが、維持管理費及びその他費用についても同様でしょうか。	応募者が妥当と考える会計・税務処理方法によるものと修正します。訂正表・資料をご確認下さい。
111	日影図	7	様式集及び記載要領	8									日影図作成にあたり必要な周辺建物の資料をご提示ください。	日影の影響範囲を動案の上、住宅地図他の資料を各事業者で入手して作成してください。
112	日影図	7	様式集及び記載要領	8									日影図は時刻日影か、等時間日影かご指示ください。また基準法にのっとり測定地盤面、時刻等を設定してよろしいかご指示ください。	等時刻・等時間日影図ともに作図し、GL±0を測定面として冬至の8時から日没までとしてください。
113	企業名の記載	7	様式集及び記載要領	9	2	(2)							事業計画に関する提出資料様式A-001～A-003は具体的に企業名を記載する旨の指示がありますが、企業名は正本のみに記すのでしょうか、副本も企業名の記載があってもかまわないのでしょうか。	企業名は正本のみに記載し、副本には記載しないでください。
114	提出書類の作成上の留意点について	7	様式集及び記載要領	9	2	(3)							左右に20mm程度の余白を設定する、とありますが、提出書類の外枠から用紙の端までの余白のことか、記載する文章の端から外枠までの余白のことか、どちらでしょうか。	前者の提出書類の外枠から用紙端までです。
115	欠番													
116	編集方法	7	様式集及び記載要領	9	2	(5)							二次提案資料は、事業計画に関する資料、施設整備及び維持管理に関する資料に分けて編集と有りますが、一つのファイルに中表紙等により区分けして綴じる事でよろしいでしょうか。	分冊して閉じてください
117	編集方法	7	様式集及び記載要領	9	2	(5)							本提案書は相当なボリュームとなりますが、通しベースを求められると参加企業に大変な負担が係ります。提案書にページを振るかどうかは入札参加グループの判断に委ねていただけますでしょうか。	応募グループの判断によるものとします。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答
				頁									
118	Microsoft Excelのバージョンについて	7	様式集及び記載要領	10	2	(6)						Microsoft Excel97とありますが、弊社にはMicrosoft Excel2000しかありません。Microsoft Excel2000で作成してよろしいでしょうか。	結構です。
119	提出書類の作成上の留意点について	7	様式集及び記載要領	10	2	(5)						第二次審査資料の編集方法について、A3横長左綴じとし、A4サイズには折り込まないものと考えて宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。
120	欠番												
121	添付資料	7	様式集及び記載要領	10								様式によって添付資料が必要なものがありますが、添付資料は、該当する様式の後に綴じ込むのでしょうか。それとも全ての様式の後に添付資料を纏めて綴じ込むのでしょうか。ご教授下さい。	添付資料については、取り外し可能な薄手のファイルに別綴じとしてください。
122	様式番号A-001	7	様式集及び記載要領	47								注(2)業務実績の確認資料様式19.20.21に準じた書類でよろしいでしょうか。又、契約書、図面等の添付資料は不要と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。また、契約書等の写しは必要ですが、図面等の添付は必要ありません。
123	様式番号A-002	7	様式集及び記載要領	47								事業主体のリスク分担を記載することになっていますが、企業名は用いずに記載するのでしょうか。	No.113に同じ。
124	消費税の調達	7	様式集及び記載要領	49	A-003							(注)1に消費税は含まないとありますが、事業者は建設企業等に消費税込で支払いを行う必要があり、たとえ翌年に還付を受けるとしても消費税のファインスは必要になってきます。仮払消費税は含めるべきではないでしょうか。	(注)1を修正します。訂正表・資料をご確認下さい。
125	PFI事業費の内訳の記載方法	7	様式集及び記載要領	50	A-004							当該様式は現金主義で記載しますが、発生主義で記載しますか、現金主義の場合、支払は4月、10月末ですので、各半期ずつずれることになり、平成18年度下期は不要で、平成31年度上期が必要になります。	本様式については事業者の会計処理方法に関係なく、国が支払うPFI事業費の支払時期に応じて記下さい。
126	PFI事業費の算出根拠の記載方法	7	様式集及び記載要領	51	A-005							(注)2の1(1) は1(1)の間違いではないでしょうか。	その通りです。修正致します。訂正表・資料をご確認下さい。
127	PFI事業費の算出根拠の記載方法	7	様式集及び記載要領	51	A-005							(注)2において、1(1)以外の毎年度の金額とは事業者が国から受け取るスケジュールを記載するのでしょうか、事業者が支払うスケジュールを記載するのでしょうか。	事業者が国から受け取るスケジュールに基づいてご記入下さい。
128	PFI事業費の算出根拠(様式番号A-005)について	7	様式集及び記載要領	51	A	5						(注)2に関して、「1(1) については、...施設費を記入すること」とありますが、正しくは「1(1)(施設費)については...」でしょうか。	(注)1を修正します。訂正表・資料をご確認下さい。
129	PFI事業費の算出根拠(様式番号A-005)について	7	様式集及び記載要領	51	A	5						(注)2で、「事業期間中の合計額及び毎年度の金額を記入すること」とありますが、金額欄は各項目につき1つの数字しか記載できないように見えます。(注)2のご指示にかかわらず、各項目につき事業期間中の合計額のみを記載すればよろしいでしょうか。	各項目につき、一つの額には限定していません。適宜改定し、合計額及び毎年度の金額をご記入下さい。
130	様式番号A-005	7	様式集及び記載要領	51								不動産取得税は課税されないものとして記述することになっておりますので、課税された場合の扱いは発注者が負担して頂けると考えて宜しいのでしょうか。	様式集A-005の注をご参照下さい。
131	PFI事業費の算出根拠の記載方法	7	様式集及び記載要領	52	A-006							(2)営業費用 及び の双方に「清掃費」と記載されていますが、 の「清掃費」は削除してもよいでしょうか。	修正致します。訂正表・資料をご確認下さい。
132	事業者の損益計算書・利益処分計算書に(様式番号A-006)について	7	様式集及び記載要領	52	A	6						PIRR/EIRRの計算につきましては、平成18年度を1年目として、年度毎に計算すればよろしいでしょうか。	事業者の支出が生じる期間を1年目として事業期間を通じた値を算出して下さい。なお、様式は事業者の会計処理に応じて適宜改定してご使用下さい。
133	事業者の損益計算書・利益処分計算書に(様式番号A-006)について	7	様式集及び記載要領	52	A	6						EIRRの計算について、ご指定の算式ですと、正確なEIRRが計算されないのではと思います(開業時の現預金額が計算に反映されていないため)。Cap額を「出資額-開業時現預金額」とするか、あるいは開業時現預金を平成30年度のCenに入れて計算するか、どちらかの修正が必要と思いますが、どのように取り扱うべきかご教授下さい。	記載された方法に基づく数値と応募者が妥当と考える方法に基づく数値があれば、その数値を妥当と考える理由を添えてご記入下さい。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所							質問内容	回答	
				頁									
134	事業者の資金収支計算書・貸借対照表(様式番号A-007)について	7	様式集及び記載要領	53	A	7						各年度下期のPF事業費は、実際には翌年度に入金になります。これは、資金収支計画書に反映させるのでしょうか、それとも、各年度のPF事業費は、当該年度に入金になったとして、計算するのでしょうか。	想定される事業者の会計処理方法に応じて妥当と考える方法でご記入下さい。
135	事業者の資金収支計算書・貸借対照表(様式番号A-007)について	7	様式集及び記載要領	53	A	7						合計額欄に記載するDSCRは、単純平均値(各年度のDSCRを足して、年度の数で割った値)という理解で宜しいでしょうか。	お考えの通りです。
136	事業者の資金収支計算書・貸借対照表(様式番号A-007)について	7	様式集及び記載要領	53	A	7						各期の「利益処分」には、当該期の確定決算に基づく利益処分(=実際は翌期に実施)の想定額を記載し、一方、企業会計原則に則り、各期の「資本の部」には、“ ”の利益処分前の数値を記載する、という理解で宜しいでしょうか。	想定される事業者の会計処理方法に応じて妥当と考える方法でご記入下さい。訂正表・資料をご確認下さい。
137	各室面積表	7	様式集及び記載要領	55	1	001						記載されている面積表の検察庁支部内に「応援検察官調室」とありますが、水準書には見当たりません。どのような室ですか。また、検察庁支部内の事務室と収監身柄控室は別欄とすべきですか。また、警察官控室とありますが、警察官待機室とどちらが正ですか。ご回答ください。	面積表「応援検察官調室」は削除してください。また収監身柄拘束室と事務室は合計で要求水準面積を求めています。表2-5-1警察官待機室を正とします。また、表2-5-7 室配置関連表 仮監同行室の近接は被疑者専用出入口を訂正して仮監同行室用出入口とします。
138	割賦金利について	7	様式集及び記載要領	5								損益計算書を現金主義で作成するとのことですが、会計処理上、実際に事業年度ごとに作成する損益計算書は発生主義ベースだと存じます。損益計算書は、実体と同様、発生主義ベースで作成するのが妥当だと存じますが、国の考えをご教示下さい。	No.108の回答をご参照下さい。
139	不動産取得税について	7	様式集及び記載要領	51	注1							「不動産取得税について課税されないものとして記述すること。但し、応募者は必要に応じて道税務事務所に問い合わせること。」と、ありますが、万一、事業者が不動産取得税が課税された場合、国に負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No.130の回答をご参照下さい。
140	PF事業費の算出根拠の記載方法	7	様式集及び記載要領	52 53	A-006 007							平成16年12月末に事業契約が締結され、それ以降設計・建設が行われますので、H16年度からの列が必要ではないでしょうか。	両様式については事業者の会計処理に応じて適宜改定の上作成して下さい。
141	秘密の保持について	2-1	事業契約書(案)	6	4							「事業者」の知り得た情報を、融資を行う金融機関に対して開示することについては、金融機関には一般的に守秘義務もあるため、ご了承いただけるという理解で宜しいでしょうか。	必要性が認められる場合、承諾します。
142	秘密の保持について	2-1	事業契約書(案)	6	4							本条に言う「代理人」には、コンサルタント・アドバイザーが含まれると解してよろしいでしょうか。	「代理人」には単なるコンサルタントは含まれません。事業者の申し出があり、必要性が認められる場合、国は開示について承諾します。なお、国が委託契約を締結したコンサルタント等は国の「代理人」ではありません。
143	秘密の保持について	2-1	事業契約書(案)	6	4							「事業者」又は「選定企業」から業務の全部または一部の委託・請負をした第三者、あるいは「選定企業」自身は、本条で言う「代理人」に含まれることから、秘密の開示が許される、という理解でよろしいでしょうか。	単に事業者から業務の実施を受託しただけでは、代理人とはいえません。当事者から本件に係る代理権を授与された者がここという代理人です。なお、開示については事業者の申し出があり、必要性が認められる場合、国は開示について承諾します。
144	秘密の保持	2-1	事業契約書(案)	6	4							「法令に基づき」とのことなので不開示条項に該当するものは開示されないと考えて宜しいのでしょうか。	お考えの通りです。
145	本契約の期間	2-1	事業契約書(案)	7	6							「本契約は、締結日から……、平成31日3月31日に終了するものとする」との記載がありますが、何らかの事由(例:埋設物対処)によって、施設の引渡が遅れた場合、契約の終期も引渡遅れの分だけ、後ろへずれるとの理解でよろしいでしょうか。その場合でも終期に変更がない、とする場合、施設整備費とその金利の支払いはどのように担保されるのでしょうか。	契約の終期は変更しません。施設費は契約に規定された額を支払うものとなりますが、支払時期については事業者との協議によるものとします。割賦金利については施設費の支払時期に応じて算出された額を支払うものとします。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答	
				頁										
146	履行保証	2-1	事業契約書(案)	8	11	1							契約保証金免除の代わりに建設期間中の履行保証保険の付保が義務付けられていますが、公共工事標準約款で認められている銀行保証でもよろしいですか。	No.12の回答をご参照下さい。
147	履行保証	2-1	事業契約書(案)	8	11	1							事業者を被保険者とする履行保証保険契約を設計企業、建設企業及び工事監理企業が締結する場合、建設企業が単独に必要な保証金額相当の履行保証保険を付保することも可能でしょうか。	No.12の回答をご参照下さい。
148	履行保証保険	2-1	事業契約書(案)	8	11	2							「事業者は前項の代わりに設計企業及び建設企業並びに工事監理企業をして…」とありますが、3企業が履行保証保険を付保することは妥当ではないと思います。例えば、建設企業のみが履行保証保険を締結するというのではいかがでしょうか？	お考えの通りです。No.16の回答もご参照下さい。
149	履行保証	2-1	事業契約書(案)	8	11								第11条の履行保証は「履行保証保険契約」となっていますが、銀行等が発行する「履行保証書」による対応は認められないのでしょうか。効力は同等と考えられ一般的な取扱いと思いますが。	No.12の回答をご参照下さい。
150	選定企業の使用等	2-1	事業契約書(案)	8	12	2							入札説明書等には、実施方針や実施方針の質疑回答も含まれるものと考えて宜しいのでしょうか。含まれないのであれば優先順位を規定していただけますでしょうか。	入札説明書p.1の記載をご参照下さい。
151	選定企業の使用等	2-1	事業契約書(案)	8	14	3							発注者の確認を受ける必要のある業務は設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務のみと理解してよろしいでしょうか。	お考えの通りです。
152	選定企業の使用等	2-1	事業契約書(案)	8	14	5							選定企業をその当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因して業務が遅延した場合発生する増加費用及び損害の一切を事業者が負担するとなっておりますが、事業者または選定企業の責めに帰すべき場合に限ると考えてよろしいでしょうか。	そのような場合には限りません。
153	選定企業の使用等	2-1	事業契約書(案)	9	14	2							「本契約に定める「設計業務」、「建設業務」、「工事管理業務」、「維持管理業務」の全部又は一部を「選定企業」以外の第三者に委託し、又は請負わせてはならない」とありますが、同資料第61条では、「維持管理業務の一部を第三者に委託・請負わせることができる」とあり、矛盾があると見受けられます。これは、第15条3項からも察するに、61条の通り、一部であれば第三者への委託が認められると考えてよろしいのでしょうか。	お考えの通りです。
154	第三者への委託	2-1	事業契約書(案)	9	14	2							総務や財務に関しては、第三者への委託を妨げないとの理解でよろしいでしょうか？	お考えの通りです。
155	選定企業の使用等について	2-1	事業契約書(案)	9	14	3							「『事業者』と『選定企業』の間の業務の委託又は請負に係る契約について『発注者』の確認を得なければならない。」とありますが、「確認」のご趣旨は、「入札時の提案内容を反映した契約書となっているか」ということでしょうか。	お考えの通りです。
156	第三者への委託	2-1	事業契約書(案)	9	14	3							国は、SPCとの契約によって事業の実施継続を担保するのでPFI法の趣旨と理解しておりますが、SPCと受託者との契約の内容を確認するとのどのような趣旨からのことでしょうか？	本事業の確実かつ適正な実施を担保するためです。
157	第三者への委託	2-1	事業契約書(案)	9	14	3							「発注者の確認」とはどのような行為になるのでしょうか。内容につき、国が修正を求めるということは含まれないと理解しますがよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
158	第三者への委託	2-1	事業契約書(案)	9	14	3							「当該契約書を提示」とありますが、写しの提出は求めない/国は提示された契約書の写しを取らない」との理解でよろしいでしょうか。	「当該契約書の写しを提出」に訂正します。写しは発注者にて保管致します。
159	一括委任又は一括下請負の禁止	2-1	事業契約書(案)	9	15	3							維持管理業務で一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない'主体的部分」とは具体的にどの範囲の業務を指すのでしょうか。	各維持管理業務のマネジメント業務です。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答	
				頁										
160	事業者の資金調達等について	2-1	事業契約書(案)	9	16	2	2						本項にいう「支援」とは、どのようなものを指すのでしょうか。(「事業者」の資金不足に対する財政支援等は無論意味しないという理解・前提の上でお聞きしております。)	承諾を与える等必要な手続きを行うことです。
161	財務書類の提出等	2-1	事業契約書(案)	10	17	1							発注者への選任通知に関する第17条第5項においては、事業者が「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(「監査特例法」)上の大会社に該当するか否かを問わないことが明記されていますが、第17条第1項に基づく公認会計士又は監査法人による会計監査は、事業者が監査特例法上の大会社に該当するか否かを問わず要求されますでしょうか、事業期間にわたるかかる会計監査費用で数千万円の応札価格の増加要因となりますため、念の為に確認下さい。	事業契約書(案)のとおりとします。
162	財務諸表の提出	2-1	事業契約書(案)	10	17	2							一年ごとの財務諸表の提出は合理的な範囲と考えますが、半期ごとの提出は事業者の負担を考えると過度な要求と考えます。なぜ必要なのかをお考えをお聞かせ下さい。	十分なモニタリングを行うには年度末の財務諸表に加えて、半期報告書も必要と考えています。
163	財務諸表の提出	2-1	事業契約書(案)	10	17	5							株主から誓約書を取得していることを前提とすると、取締役、監査役及び会計監査人を選任、改選した場合に国に通知することは、過度な要求と考えます。なぜ、必要なのかをお考えをお聞かせ下さい。	国が事業者の取締役等を把握することは、本事業を事業者が実施するに当たり、重要な事項と考えているからです。
164	財務諸表の提出	2-1	事業契約書(案)	10	17	5							登記事項とは何を指すのでしょうか。	事業者の商業登記の登記事項です。
165	公租公課の負担	2-1	事業契約書(案)	10	19								入札公告時に不動産取得税が課税されるのか詳細を公表するとのことでしたが、回答が見当たりません。どの様にお考えなのでしょうか。ご教授下さい。	No.130の回答をご参照下さい。
166	財務書類の提出について	2-1	事業契約書(案)	10	17	2							「事業者は、半期に係る財務書類を作成し、作成後、速やかに発注者に提出するものとする。」と、ありますが、年度末に監査を受けた財務書類の提出でSPCの財務状況は充分に把握できると存じますが、国のお考えをご教示下さい。	No.162の回答を参照してください。
167	許認可の取得等	2-1	事業契約書(案)	11	20	2							発注者、事業者の双方に責無く許認可が遅れる事態も想定されます。双方に帰責事由がない場合は、別途協議と考えられますでしょうか。	国及び地方自治体は、関連法令に従って許認可を行うのであり、法令で規定される期間が遵守されないことは想定していません。事業者は、このような許認可取得に要する期間を考慮して作業工程を組んでください。
168	関連業務の調整	2-1	事業契約書(案)	11	21	1							事業者は「業務に支障のない範囲で」調整を行うという趣旨に修正するのが合理的と考えますがいかがでしょうか。尚、コストについても国(発注者/入居者)の都合によるものですので、国負担となるの理解でよろしいでしょうか。	事業者は、入居官署による本施設の使用や業務実施にあわせて業務を行うのであり、相当範囲の協力であれば、追加費用は支払いません。
169	関連業務の調整	2-1	事業契約書(案)	11	21	1							発注者及び入居官署が、本施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事であって、本施設の施工上密接に関連するものとしては、現時点ではどのような工事が想定されているのでしょうか。	現時点では、登記事務のコンピュータ端末機器等の設置工事が想定されます。
170	不可抗力による措置	2-1	事業契約書(案)	11	23	2							「当該増加費用の額及び当該増加費用を最小とするような対策…」とありますが同じ意味と理解してよろしいでしょうか。	増加費用の項目及び額の両方について最小に抑えることを意味しています。
171	法令変更による措置	2-1	事業契約書(案)	11	24	1							本契約の締結後14日以内に提出する「PF事業費」の内訳書の内訳項目、書式の提示をお願いします。	適用基準(公共建築工事内訳書)による中科目まで記載してください。
172	関連業務の調整	2-1	事業契約書(案)	12	21	1							発注者および入居官署が、本施設に関して個別に第三者へ工事を発注する場合には、「発注者または入居官署は事業者の調整に従うものとし、発注者または入居官署が使用する第三者及びその使用人に関する一切の責任を追うものとする。但し事業者の調整が不当な場合はこの限りではない。」旨を加筆して頂けますでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
173	法令変更による措置	2-1	事業契約書(案)	12	22	3							「過分の費用」について定義願います。	国が本事業を継続して実施するために必要となる増加費用について、合理的であると認められる額を超える場合を意味します。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答	
				頁										
174	法令変更による措置について	2-1	事業契約書(案)	12	22	4							本号の「協議」の結果、「SPCの費用増加が明らかに確定可能であり、SPCの工夫による費用増加の抑制が不可能」(リスク分担表より)と判明した場合、かかる抑制不可能な増加費用は「発注者」の負担という理解でよろしいでしょうか。	原則としてそのように考えています。
175	法令変更による措置	2-1	事業契約書(案)	12	22	4							国及び地方公共団体が所有する庁舎の建設、維持管理・運営に「特別に又は典型的に影響を及ぼす」税制の変更・新設とは何を意味するのか、また、どのような理由からかかる税制の変更・新設が発注者負担のリスクとされるのか、もう少しわかり易くご説明いただけますか。本条項第1号の「すべての者に影響する」税制の変更・新設との対比上、従来は「本事業に直接に影響する税制の変更・新設」と表現されてきた税制の変更・新設をさすのではないかと推測しますが、そうであるならば従来とは表現を変えた理由をご教示下さい。	国が所有する庁舎の建設及び維持管理業務の実施に係わる内容が対象となるような税制の変更又は新設を意味します。
176	法令変更	2-1	事業契約書(案)	12	22	5							「減額を目的」と限定しておりますが、記載の事由による「事業者のコストアップ」の可能性もあります。減額のみ規定をしたのはなぜでしょうか。増額についても規定をお願いします。	増額に関する規定は4項となります。
177	不可抗力による措置について	2-1	事業契約書(案)	12	23	1							民法第419条の規定から、金銭債務については不可抗力によっても履行義務は停止しないという理解で宜しいでしょうか。(異なる場合は、民法と異なった取扱いとする理由をお教えください。)	お考えのとおりです。
178	引渡日	2-1	事業契約書(案)	13	24	3							「遅くとも」と記載がありますが、早めの引渡の可能性もあるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答を参照してください。
179	権利義務の譲渡等について	2-1	事業契約書(案)	13	25	5							「合理的な理由がある場合を除き、当該承認の留保または遅延をしない」場合として、第25条第1項(権利の譲渡、担保提供等)に係る承認が含まれていません。第1項を除外している理由をお教えください。	第1項の承諾については、国の裁量とする趣旨です。
180	PFI事業費の内訳書の提出について	2-1	事業契約書(案)	13	24	1							本契約締結後14日以内に「PFI事業費」の内訳書を作成し、発注者に提出するとありますが、ここで作成するPFI事業費の内訳書は本契約の3ヶ月前に提出されている提案書(A-5等)に記述されているものから何かしらの変更が行われるのでしょうか?	本契約締結後14日以内に提出される「PFI事業費」の内訳書は、事業提案書に記述された内容を適用基準に従い作成してください。
181	監視職員について	2-1	事業契約書(案)	15	30								当該事業における「監視職員」の身分はどのような位置づけになるのでしょうか。	支出負担行為担当官の代理者です。
182	監視職員	2-1	事業契約書(案)	15	30								発注者が監視職員を置く場合とはどのような場合が想定されますか。	事業契約書(案)の記載内容の通りです。
183	総括代理人について	2-1	事業契約書(案)	15	31								SPCにおける「総括代理人」の位置づけはどのようになるのでしょうか。	第2項に規定のとおりです。
184	事業者の総括代理人	2-1	事業契約書(案)	16	31	1							総括代理人は、事業者がプロジェクト・マネジメント業務を外部の第三者たる法人企業に委託するようなイメージで理解して良いでしょうか(それとも、事業者が総括代理人業務を担当する従業員を雇用又は出向等により自ら確保するイメージでしょうか)。外部の第三者たる法人企業への委託とした場合には、かかる総括代理人業務にかかる業務委託費用を事業費の中におり込むこととなりますが、よろしいでしょうか。	第31条第2項に規定のとおりです。なお、総括代理人の事業者内部における位置づけは事業者の提案によることとします。
185	追加費用及び損害の負担について	2-1	事業契約書(案)	17	34	7							「発注者」の責めに帰すべき事由により、…」とありますが、入居官署の責めに記すべき事由は想定されないのでしょうか。	想定していません。
186	調査業務について	2-1	事業契約書(案)	18	35	4							本項に定める協議の結果、「発注者」が実施した測量・地質調査等に不備があったと認められた場合は、それに伴う事業者の合理的な増加費用はリスク分担表にもありますとおり「発注者」の負担という理解で宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答	
				頁										
187	調査業務	2-1	事業契約書(案)	18	35	4							発注者から提示された資料の誤り・欠如・不明瞭等の事実により事業者が増加費用を負担することがないようにするために、事業者は自らのリスクと費用負担で調査を実施するのですから(第35条第6項参照)、当該調査の結果、発注者から提示された資料の誤り・欠如・不明瞭等の事実が判明した場合には、本条項に基づく協議の結果として発注者と事業者が合意した対応にかかる費用は発注者の負担であることを明記していただけますか。	事業契約書(案)のとおりとします。
188	追加費用による費用負担	2-1	事業契約書(案)	18	37								発注者の指示により追加調査することになった場合で、引渡し予定日までに事業者が施設を引き渡せないという事態が生じた場合は、第46条第1項の「発注者の責めに帰すべき事由」にあたるとの理解で宜しいのでしょうか。	追加調査を行うにいたった原因によって異なります。
189	設計業務	2-1	事業契約書(案)	18	38	4							基本設計の着手日から...「設計・施工工程表」を作成とありますが、別紙2用語の定義44には基本設計についての記載がありませんが、本項が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
190	対価内訳の提出	2-1	事業契約書(案)	19	40	1							本条記載の対価内訳と第24条第1項記載の「PFI事業費」の内訳書の差異及び取扱いをご明示下さい。	No180,No191を参照ください。
191	対価内訳の提出	2-1	事業契約書(案)	19	40								対価の内訳は事業契約締結時に確定することになります。基本設計完了後に、改めて提出する趣旨は何でしょうか。	要求水準の変更に伴う対価の改定、国有財産登録等に使用するためです。
192	PFI事業費の確定について	2-1	事業契約書(案)	19	40	2							「設計業務の全部を完了した時点で、費用を明確化し、引渡の30日前において、その内容の確定を行うものとする。」とありますが、入札時点で(平成17年6月1日の金利の改定を除き)費用は確定していると存じます。設計業務完了後、設計図書に基づいて、提案書(A-5等)に記述されているPFI事業費から変更等を行うことを想定しているのでしょうか？	想定していません。
193	設計図書の変更	2-1	事業契約書(案)	20	41	1							事業者側からの変更要求は認められないのでしょうか。	事業者からの変更は認めません。
194	設計図書の変更	2-1	事業契約書(案)	20	41	2							設計変更に伴う工事の増加費用のみでなく、設計変更作業に関する設計料の追加負担も発注者がなされると考えて宜しいのでしょうか。また、当該増加費用が発生する場合にはどのような支払方法をとられるのでしょうか。支払方法変更に伴い金融機関から請求される費用があれば当該負担もして頂けるのでしょうか。	設計作業の増加費用、資金調達の増加費用も認められます。支払方法は協議のうえ、発注者が定めます。
195	設計図書の変更	2-1	事業契約書(案)	20	41								当該規定によりますと、発注者は「事業者の提案の範囲かどうか」の範囲を含め、設計変更の裁量権を持つこととなります。設計変更の時期によっては対応が困難な場合が想定されます。またそのコストの負担の問題もあります。当該規定が事業者には過度の負担となると考えますがいかがでしょうか。協議の規定を設けることはいかがでしょうか。	協議を妨げる趣旨ではありません。発注者も、事業者の意見をふまえて、設計変更の可否を決定します。
196	本施設建設に伴う近隣対策等	2-1	事業契約書(案)	21	44	2							事業者に提示した条件に対する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因して発注者負担の増加費用が発生した場合の支払いは、原則一括にてお支払いいただくと理解してよろしいでしょうか。また分割払いとなる場合は合理的な増加費用についても負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	支払方法は、事業者と協議のうえ、発注者が定めます。分割払いとなる場合の合理的な増加費用は発注者が負担します。
197	工期変更による費用負担	2-1	事業契約書(案)	22	46	1							引渡しが仮に第1回目の支払い時期平成19年3月31日より遅延した場合であっても、第70条に基づく第1回目の支払いは履行されるのでしょうか。仮に履行されないのであれば、第1項の場合において、発注者が遅延損害金を支払わないのは妥当でないと考えますので修正していただけないでしょうか。	質問の場合、第1回目の支払いは引渡後とします。遅延損害金については事業契約書(案)のとおりとします。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答
				頁									
198	工期変更による費用負担	2-1	事業契約書(案)	22	46	1						発注者の責めに起すべき事由による引渡遅延に関し、発注者は合理的な追加費用を負担するとし、この場合遅延損害金を負担しないとありますが遅延損害金とはどのようなことを想定されているのでしょうか。	遅延による違約金その他の金額は支払わないという趣旨です。実際に発生した費用については、合理的な範囲で国が負担します。
199	工期変更による費用負担	2-1	事業契約書(案)	22	46	3						事業者の責めに起すべき事由による引渡遅延に関し5%の割合で計算した遅延損害金を支払うものとするありますが、第10条第2項遅延損害金の遅延利息の規定とは異なるものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
200	遅延損害金の負担について	2-1	事業契約書(案)	22	46							「発注者」の責めに帰すべき事由により、…「発注者」は遅延損害金を負担しない。」とありますが、同条3項において「事業者」の責めに帰すべき事由により、…年5%の割合で計算した遅延損害金を支払うものとする。」とあり、片務的内容となっております。どちらの場合も遅延損害金を支払うように改定して頂けないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
201	工期の変更による費用負担について	2-1	事業契約書(案)	22	46							本条での「引渡日」は、平成18年10月1日と解して宜しいでしょうか。(契約上「引渡日」は10月1日以前に設定できますが、その日を本条にも適用すると、10月1日に引き渡しても、官民どちらかに遅延損害金支払義務が生じ得ます。)	No.3の回答を参照してください。
202	臨機の措置	2-1	事業契約書(案)	22	48	4						事業者が負担することが明らかに適当でない認められる部分とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	一般的な工事で通常予想される範囲で事業者負担という趣旨です。
203	臨機の措置	2-1	事業契約書(案)	22	48	4						第3項は発注者側の指示に基づき、措置をとる場合ですので、要した費用は発注者が負担するべきではないでしょうか。よって、1行目「前項」は削除した上で、前項の場合は発注者が費用負担する旨を規定していただいただけませんか。また、第5項があれば、第4項但書きは不要ではないでしょうか。(第5項が引用する第23条第3項と第40条第4項とは重複していると思いますが…)	事業契約書(案)のとおりとします。
204	臨機の措置について	2-1	事業契約書(案)	22	48							「事業者」は…臨機の措置をとらなければならない。」とありますが、「事業者」の他に「総括代理人」を加える必要はないのでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
205	建設期間中に事業者が第三者に及ぼした損害	2-1	事業契約書(案)	23	49	2						但書きの損害は発注者が負担していただけないでしょうか。公共工事標準約款及び民間連合約款では発注者負担となっております。	事業契約書(案)のとおりとします。工事は事業者の責任において発注され、実施されるものです。
206	完成通知書の交付	2-1	事業契約書(案)	25	54	1						完成通知書の交付は、完成していることを確認後何日以内を予定されていますか。	速やかに交付します。
207	本施設の引き渡し	2-1	事業契約書(案)	25	55	2						目的物引渡受領書の交付は、引渡日と同日と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
208	本施設の引き渡し	2-1	事業契約書(案)	25	55	3						「事業者が原始取得していた」本施設の所有権を事業者の本施設の完成から6か月以内に事業者未使用にて引き渡す」と規定して頂けますでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
209	損害賠償の請求について	2-1	事業契約書(案)	25	57							「当該瑕疵が重要なものではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、…」甲は修補を請求することができないとするのが通常ではないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
210	瑕疵保証における建設企業の取扱い	2-1	事業契約書(案)	26	57	5						「建設企業は発注者に対して～連帯して保証～」と記載があります。仮に「事業者」より建設工事を複数の建設企業が共同にて請負うとした場合において、共同にて請負う者らのうち1者が(例えば企業体の代表企業といった立場の者)、企業単体にて、発注者との連帯保証を為すことが可能と考えて宜しかったでしょうか。	事業者と請負契約等を締結し、建設業務を行う建設企業については全て連帯保証の対象となります。
211	維持管理業務	2-1	事業契約書(案)	26	58	2						事業者は維持管理企業をして維持管理業務を実施させるものとありますが、当該業務の一部であります修繕業務を「建設企業」に直接実施させることは可能でしょうか。	可能です。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所										質問内容	回答	
				頁												
212	維持管理用室等	2-1	事業契約書(案)	26	60	1									本条項に基づく維持管理用室の無償使用については、事業用地の無償使用についての第8条第1項、第29条第2項、別紙3に基づく国有財産無償貸付契約の締結は必要ないのでしょうか。本条項が本施設についての国有財産無償貸付の根拠となつた場合には、本施設についての国有財産無償貸付についても、別紙3第9条に規定されるような違約金は適用されるのでしょうか。	使用許可の方法による予定です。
213	維持管理用室	2-1	事業契約書(案)	26	60	2									原状復旧とは、業務要求水準書第2章第5節1-(2)-C(J)の規定による、共用の倉庫として可能な状態と考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
214	臨機の措置	2-1	事業契約書(案)	26	63	4									第3項は発注者側の指示に基づき、措置をとる場合ですので、要した費用は発注者が負担としていただけないでしょうか。1行目「前項」は削除した上で、前項の場合は発注者が費用負担する旨を規定していただけないでしょうか。また、第5項があれば、第4項但書きは不要ではないでしょうか。(第5項が引用する第23条第3項と第48条第4項とは重複していると思いますが…)	事業契約書(案)のとおりとします。
215	臨機の措置について	2-1	事業契約書(案)	27	63										「事業者は…臨機の措置をとらなければならない。」とありますが、「事業者」の他に「総括代理人」を加える必要はないのでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
216	臨機の措置	2-1	事業契約書(案)	28	63	4									本条項に基づき、臨機の措置に要した費用を発注者負担とする協議が調った場合において、発注者から事業者に対する支払はいつ行なわれるのでしょうか。臨機の措置に要した費用の支出のタイミングによっては、発注者の次年度予算が成立してから支払われることになるのでしょうか。	支払いのタイミングも協議によるものとします。
217	施設整備費の支払	2-1	事業契約書(案)	30	70	1									本条項にいう請求書の「適法な」受理とは、発注者が監視職員を介した場において、請求書を当該監視職員に対して送付すること(第30条第5項)以外に意味するところはありますでしょうか。	書式が定められたものであること、記載に不備がないことなど、形式的な要件が満たされる必要があります。
218	施設整備費の支払	2-1	事業契約書(案)	30	70	2									本条項に基づき、施設費及び割賦金利の支払が留保されるのは、本施設の引渡しが行われていない理由が、事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合に限定していただけないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
219	設備整備費の支払い	2-1	事業契約書(案)	30	70	3									「発注者の指示、変更起因して本件工事費に要する費用が減少した場合には、その減少費用が施設費から減額する」趣旨の規定となっておりますが、減額の場合、完工前に金利固定化のため組んだスワップの組みなおし費用が掛かります。事業者による施設の変更ではないので、当該金融コストは発注者負担となる旨の規定が必要と考えますが、いかがでしょうか。	金融費用の増減も含めた費用全体の増加又は減少によって判断します。
220	維持管理費及びその他の費用の支払い	2-1	事業契約書(案)	30	71	3									発注者の責めに帰すべき事由により共用開始日までに事業者が維持管理を行えなかった場合、事業者が生ずる合理的な増加費用を負担していただけるとありますが、逸失利益についても負担していただけるものと考えてよろしいでしょうか。(共用開始に併せた雇用から生ずる人件費など)	事業契約書(案)のとおりとします。
221	維持管理費の支払い	2-1	事業契約書(案)	30	71										仮に平成18年8月31日に本施設の引渡しがされた場合、平成18年9月1日から同年9月30日までの維持管理費の算出方法および支払方法はとなりますか。	No.3の回答を参照してください。
222	施設整備費の支払	2-1	事業契約書(案)	31	70	3									本工事に要する費用には、設計変更費用も含まれると考えてよろしいのでしょうか。	結構です。
223	発注者の解除権	2-1	事業契約書(案)	31	72	1	10								第76条(談合等不正行為があった場合の違約金等)の適用がある場合には、常に必ず本条項による事業契約の解除原因となるのでしょうか。	お考えのとおりです。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答	
				頁										
224	発注者の帰責事由による契約解除の効力	2-1	事業契約書(案)	31	72	2							「発注者」が政策変更等の理由により「本事業」を継続する必要がなくなった場合は、180日以上前にその理由を通知し、本契約を解除するとありますが、その起算日はいつになりますか。	事業者が解除の通知を発注者から受領したときから起算するものとします。
225	発注者の解除権について	2-1	事業契約書(案)	31	72								この条項は、「事業者」が「引渡日」の余裕を考え早期に設定した場合でも、そこから30日以上引渡しが遅延すると、それが平成18年10月1日以前であっても、「発注者」に解除権が発生する、という意味になりますでしょうか。	引渡日の内容は定義63番を参照してください。
226	事業者の解除権	2-1	事業契約書(案)	31	73								「支払い期限到来後60日を過ぎても支払われないとき」とありますが、債権、債務の双務契約の観点から、第72条同様に30日として頂けないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
227	違約金	2-1	事業契約書(案)	32	75	1							違約金として「施設費」の100分の10に相当する額を支払うこととなっていますが、同第11条の(履行保証)では「本事業に係る「建設工事費」等に相当する額を保証金(履行保証保険金額)とする”こととなり、履行保証保険は実質的に上記第75条の違約金を担保する保険であるところから、違約金額(引渡し前)は前記第11条の保証金額で良いではありませんか。	事業契約書(案)のとおりとします。
228	違約金	2-1	事業契約書(案)	32	75	2							本契約解除時点における「維持管理費」の残額の100分の10に相当する額を違約金とするとありますが、これは事業期間に亘る維持管理費を指すのでしょうか。または、年間の維持管理費を指すのでしょうか。事業期間に亘る費用とすると、事業者への負担が大きく、リスクヘッジを行う為に総事業費が膨らむと考えられます。	事業期間全体の維持管理費の総額から支払い済みの維持管理費を控除した金額です。
229	違約金	2-1	事業契約書(案)	32	75	2							本契約の解除事由が明確に維持管理業務に起因する場合、当該違約金と施設整備費は相殺されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の相殺もありえます。
230	違約金	2-1	事業契約書(案)	32	75	2							引き渡し日以降の違約金額は”本契約解除時点における「維持管理費」の残額の100分の10に相当する額”、とありますが、維持管理事業期間が約15年と長期であり、事業開始初期段階では極めて高額な違約金額となりますが、違約金の趣旨に鑑み、年間維持管理費以内とすることは出来ませんか。	No.228に同じ。
231	違約金	2-1	事業契約書(案)	32	75	3							引渡日以降の本契約解除の場合の違約金が維持管理費の残額の100分の10に相当する額とされていますが、違約金として過大であり、一事業年度の維持管理費の100分の10に相当する額への見直し検討をお願いします。	No.228に同じ。
232	違約金	2-1	事業契約書(案)	32	75								確認でございますが、事業者が違約金を負担すれば、それ以外に発注者から損害賠償請求が行われる(損害額が違約金を超えた場合の請求を含む)ことはないという理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
233	談合等不正行為があった場合の違約金等	2-1	事業契約書(案)	32	76								本条の定める違約金は、同一の事由に基づいて第75条第1項・第2項の定める違約金と重ねて徴求されるとの理解でよろしいでしょうか。	76条の違約金は事業契約が解除されたかどうかに関わりなく請求されるものです。従って、質問のとおり重ねて請求されることはありません。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答
				頁									
234	談合等不正行為があった場合の違約金等	2-1	事業契約書(案)	32	76							選定企業の独占禁止法違反行為につき、別法人である事業者には違約金を支払わせるとすると、事業者にとっては支出の合理的理由がなく会計・税務上の問題を生じないでしょうか。また、事業継続の観点からも、本条の違約金を事業者負担とする場合には、事業契約が解除されると否とを問わず、事業者は違約金支払義務を負担した時点において即時に運転資金不足を生じて倒産原因となります。本条項に基づく違約金支払義務は、本事業の継続的実施の観点からも、また、独占禁止法違反行為の影響を事業者の他の株主に対して及ぼさない観点(コンソーシアムのパートナー・リスクは民間事業者負担であることは一般論としては了解しますが、民間企業にとっても他の民間企業の独占禁止法違反リスクを適切に支配又は分散する手だてがある訳ではありません。)からも、あくまでも、独占禁止法違反行為による違約金は、基本協定書上で当該違反企業に対して支払義務を負担させることが適切ではないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
235	契約終了時の事務	2-1	事業契約書(案)	33	77	1						本契約の鑑に記載された事業場または「維持管理用室」を現状回復とありますが、本件施設は撤去義務に含まれないと考えますがよろしいでしょうか。事業場所の現状回復という表現は正確といえないのではないのでしょうか。(事業場所には出来形部分が残ってしまうことになるとと思います)	ここで言う現状回復は、維持管理用室を、事業者がその使用を開始する以前の状態にして返還することをいいます。事業場所の現状回復は、事業契約書(案)において事業者が本施設の出来形を収去しなければならない場合の規定です。
236	第三者への譲渡	2-1	事業契約書(案)	34	80	2						本事業を継続することを決定し、第三者へ譲渡する場合の、出来形部分の代金支払いはどうなりますでしょうか。	契約上の地位の譲受人と譲渡人との間の協議で決定してください。なお、協議の結果は「国」に報告するものとします。
237	事業者の帰責事由による契約解除の効力	2-1	事業契約書(案)	34	80	2						本条項に基づく第三者の選定は、総合評価落札方式による再度の入札により行なわれるのでしょうか。また、本条項による事業者の本契約上の地位及び事業者の株式の譲渡の対価額に、事業者が同意しない場合にも、かかる事業契約上の地位の譲渡及び事業者株式の譲渡を強制されるのでしょうか。(第82条第2項、第83条第2項、第85条第2項についても全く同じ質問です。)	入札とすることは想定していません。
238	出来形部分	2-1	事業契約書(案)	34	80	3	2					出来形の定義をご教示ください。出来形部分には本事業の創出に要した費用、資金調達に要した費用を含めると考えてよろしいでしょうか。	建設工事における施工済部分及び工事現場に搬入された工事材料等です。含まないものとします。
239	法令変更・不可抗力の場合の契約上の地位、株式の対価	2-1	事業契約書(案)	35	82	2						法令の変更又は不可抗力によって契約が解除され、発注者が本事業を継続させる場合、事業者の契約上の地位、株式に対して出資額相当の譲渡対価をもって第三者へ譲渡すると規定していただきたいと存じます。	事業契約書(案)のとおりとします。
240	法令変更・不可抗力の場合の事業者にかかる費用の補償	2-1	事業契約書(案)	36	82	3						法令の変更又は不可抗力によって契約が解除され、発注者が本事業を継続させない場合、事業者が生じた本契約の解除に伴う合理的な費用(特に金利を再計算の利息に洗い替えるのであれば金融費用)を事業者に支払う旨規定していただきたいと存じます。	事業契約書案の通りとします。
241	法令変更・不可抗力の場合の契約上の地位、株式の対価	2-1	事業契約書(案)	37	85	2						法令の変更又は不可抗力によって契約が解除され、発注者が本事業を継続させる場合、事業者の契約上の地位、株式に対して出資額相当の譲渡対価をもって第三者へ譲渡すると規定していただきたいと存じます。	事業契約書案の通りとします。
242	法令変更・不可抗力の場合の事業者にかかる費用の補償	2-1	事業契約書(案)	38	85	3						法令の変更又は不可抗力によって契約が解除され、発注者が本事業を継続させない場合、事業者が生じた本契約の解除に伴う合理的な費用(特に金利を再計算の利息に洗い替えるのであれば金融費用)を事業者に支払う旨規定していただきたいと存じます。	No.240の回答をご参照ください。
243	附則 出資者の誓約	2-1	事業契約書(案)	39	1							出資者は事業契約の当事者ではありませんし、出資は別途誓約書を差し入れることになっております。事業契約書にこの規定を入れることは妥当ではないと考えますが、いかがでしょうか。	この規定に基づき、基本協定が締結されるため、事業契約書(案)の通りとします。
244	国庫債務負担行為について	2-1	事業契約書(案)	39	87							例えば、今後道州制の導入などにより国庫債務負担行為がはずれる場合などはどのようにお考えでしょうか。	想定していません。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答
				頁									
245	再計算の利息の定義	2-1	事業契約書(案)	43	24							再計算の利息は、発注者の選択した支払方法の期間に対応する「事業者」の調達する資金の基準金利(該当期間のスワップレート)プラス当初のスプレッドとすべきで、その時点の国の調達金利とは無関係であると思われませんが、いかがでしょうか。(特に、再計算の利息が、事業者の帰責事由による解除以外の場合にも適用されるのであれば、一般にリスクフリーレートとなり、低利となる国の調達金利を再計算の利息とすることは、著しく事業者に不利であると言えます。)	再計算の利息は、本契約を解除した場合に契約解除時点から「発注者」が選択した支払方法に基づく支払日までに生じる「支払金利」の利率により再計算した利息とします。
246	別紙2 用語の定義 再計算の利息	2-1	事業契約書(案)	43	24							「平成17年4月1日」は「平成17年6月1日」の間違いと思いがいかがでしょうか。	お考えのとおりです。
247	別紙2 用語の定義 再計算の利息	2-1	事業契約書(案)	43	24							「国の調達金利」とは何を想定しているのでしょうか。具体的指標をお示し下さい。	No.245の回答を参照してください。
248	再計算の利息	2-1	事業契約書(案)	43	24							本項では理由の如何に関わらず、契約解除時点での国の調達金利が、「支払い金利」算定の基礎となった金利より低い場合には、その後の施設整備費はその時点での国調達利率で支払いが行われることとなりますが、事業者は提案金利をもとに事業収支を計算しているため、当該場合には金融機関借入金金の返済が出来なくなると思われます。結果、当該リスクのため事業者の資金調達が困難になるケースの発生もしくは事業者の資金調達費用の増大につながり入札価格の上昇にもなりかねません。金利を見直す必然性は無く「支払い金利」算定の基礎となった金利にて計算することに変更を検討いただきたくお願いします。 (該当条文)第80条第3項3号・第81条第1項3号・第82条第3項3号・第83条第3項2号・第84条第1項2号・第85条第3項2号	No.245の回答を参照してください。
249	再計算の利息	2-1	事業契約書(案)	43	24							発注者帰責事由による契約解除および法令の変更又は不可抗力による契約解除において、再計算の利息が、支払金利より低い場合、事業者側に不利益が生じますが、再計算の利息は支払金利に統一するのがよいのでしょうか。	No.245の回答を参照してください。
250	「再計算の利息」について	2-1	事業契約書(案)	44	24							文中にある「平成17年4月1日」は、正しくは「平成17年6月1日」でしょうか。	お考えのとおりです。
251	第三者賠償責任保険	2-1	事業契約書(案)	48	1							「維持管理期間」中の保険として求められる第三者賠償責任保険について、被保険者の明確な提示をお願い致します。	被保険者は、事業者の保険付保方法に応じて、事業者、維持管理企業の中から選択して下さい。それらの下請負業者については、事業者の判断に委ねます。また、発注者、入居官署も被保険者とする場合は必須条件とはしません。
252	運営期間中の第三者賠償責任保険について	2-1	事業契約書(案)	48	2	(1)						維持管理企業が第三者賠償責任保険の契約者主体である場合、事業契約書(案)18条にあるところの原本証明は事業者のみならず、維持管理事業者も共同しての原本証明とすべきでしょうか若しくは事業者のみの原本証明とすることで宜しいでしょうか。(契約者=加入者となり事業者の名称が記載されない証券が発行されるケースもあるかと存じます。)	本事業で事業者等が付保すべき保険内容が明らかであれば、方法は問いません。
253	欠番												
254	事業者等が付す保険等	2-1	事業契約書(案)	48								別紙4に定めるすべての保険およびその他事業者の判断により付保する保険については「履行保証保険」を除き融資金融機関による質権設定につき支出負担行為担当官の個別承認は不要と判断してかまいませんか。	被保険者に国が含まれるものについては、担保設定は認めません。その他については、個別承認は不要です。
255	事業者等が付す保険等	2-1	事業契約書(案)	48								別紙4に定める事業者の付すべき保険以外に支出負担行為担当官が付保する保険、共済等があればその内容につき具体的にご教示ください。	発注者及び入居官署が別途保険を付保することは想定していません。
256	不可抗力による費用負担	2-1	事業契約書(案)	49	2							不可抗力による損害及び損害の範囲としては金融費用(ブレイクファンディングコスト)も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	相当因果関係の範囲内であると合理的に認められる合理的な金融費用は含まれます。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答	
				頁										
257	不可抗力による費用負担	2-1	事業契約書(案)	49	3	(2)							維持管理期間中の損害分擔について、不可抗力の事由1件ごとに当該年度の維持管理費用の1%相当額が事業者の負担となっていますが、一事業年度ごとに累計額の上限を設定していただけないでしょうか。 単年度負担額の上限設定変更が不可能な場合は、不可抗力によりSPCの経営が悪化した場合、協議して頂けるものと考えて宜しいでしょうか	事業契約書(案)のとおりとします。
258	不可抗力による維持管理期間中の損害分擔	2-1	事業契約書(案)	50	3	(2)							維持管理期間中についてのみ、「不可抗力」の事由1件ごとに…当該年度の維持管理費用の1%相当額に至るまで、事業者が負担するとありますが、事由1件ごととする理由を教えてください。	不可抗力による事故が同一年内に多発する可能性が極めて低いこと、事業者の負担額を年間の維持管理費用の1%としていること等より、事由1件ごととしています。
259	不可抗力による維持管理期間中の損害分擔	2-1	事業契約書(案)	50	3	(2)							維持管理に関して不可抗力が同時に複数発生した場合は、まとめて1件とみなされるのでしょうか。	不具合発生の原因、場所、時間などを踏まえて、社会通念上、1件か数件か判断します。
260	不可抗力による維持管理期間中の損害分擔	2-1	事業契約書(案)	50	3	(2)							維持管理期間中の「不可抗力」による追加費用及び損害額については、年度内発生した事由による合計額において当該年度における維持管理費用の1%相当額に至るまでは事業者が負担とする(当該年度内の追加費用及び損害額の事業者負担は、当該年度における維持管理費用の1%相当額を上限とする)としていただけませんか。	事業契約書(案)のとおりとします。
261	維持管理期間中の不可抗力による費用分擔について	2-1	事業契約書(案)	50	3	(2)							維持管理期間中の不可抗力による追加費用の事業者の分擔について、事由1件ごとに当該年度における維持管理費用の1%まで負担とのことですが、事由1件ごとでなく、当該年度における維持管理費用の累計で1%まで、として頂くようお願い致します。	事業契約書(案)のとおりとします。
262	関連業務について	2-1	事業契約書(案)	11	2	21							「第三者の施工する工事」とありますが、工事時期も含めて、事業者に対する同意の手続きはどのようになるのでしょうか。	管理庁から発注者を經由して事前に文書にて同意の承諾を求めます。
263	出来形について	2-1	事業契約書(案)	34 35 36	80 81 82								建設期間中において、事業者帰責、法令変更又は不可抗力事由で契約を解除する場合、出来形部分を検査し、合格した部分を発注者に引渡し、相応する代金をお支払い頂けるとのことですが、出来形の算出において、設計費、建設工事費等施設の建設にかかる費用のみが対象になるのではなく、開業費等、施設費(割賦元本)に含まれるものすべてが対象になるとの理解で宜しいでしょうか？ 出来形とは、契約解除時において実際に存在する部分をいうのではなく、設計、建設等、業務として完了した部分を指すとの理解で宜しいでしょうか？ 仮に不可抗力等で施設が全壊してしまった場合でも、解除時点までに行った業務の対価をお支払い頂けるとの理解で宜しいでしょうか？	含まれません。 出来形で国が買い取るのは、現に存し、検査に合格した部分とします。
264	再計算の利息について	2-1	事業契約書(案)	34 35 36 36 37 37	80 81 82 83 84 85								契約解除時に施設費にかかる利息を再計算するとのことですが、「別紙2 用語の定義24番」で、定義されている国の調達金利でなく、契約締結時に事業者がコミットした割賦金利(基準金利は平成17年6月1日に改定)でお支払い頂くのが妥当と存じますが、国の考えをご教示下さい。(仮に維持管理開始直後に契約解除し、国の調達金利でスケジュールどおりに支払うものとして再計算した場合、利息の差だけで事業者に億単位の損害を与えることになります。)	No.245の回答を参照してください。
265	第三者に対する譲渡について	2-1	事業契約書(案)	34 35 36 37	80 82 83 85								法令変更又は不可抗力で契約を解除する場合、発注者が事業継続を決定した場合、事業者の本契約上の地位を第三者に譲渡させるとありますが、事業者が第三者に譲渡する場合、国の想定する譲渡条件、譲渡価格等をご教示下さい。第三者に譲渡する場合でも、建中は出来形、維持管理期間中は、施設費相当額は、保証されるとの理解でよろしいでしょうか？	事業者と当該第三者の協議で決めて下さい。 事業者と当該第三者の協議によります。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答
				頁									
266	再計算の利息	2-1	事業契約書(案)	34 ~ 38	80 ~ 85							事業契約解除の場合で、出来高または施設費が分割払いとなる場合、「再計算の利息」を付して国が事業者に支払うとの規定になっておりますが、再計算の利息の定義によりまして、当初の金利より安い金利が適用となる場合が想定されます。その場合、契約解除後の金融部分のキャッシュが合わなくなり、融資機関への返済に支障がでます。「再計算の利息」の規定は事業者の負担を強いるものです。当初金利とするとの趣旨の規定への変更が合理的と考えますがいかがでしょうか。	No.245の回答を参照してください。
267	再計算の利息	2-1	事業契約書(案)	34 ~ 38	80 ~ 85							事業契約解除後、再計算の利息の定義に従い、分割支払いの金利が当初の金利より安い金利が選択された場合、事業者は金利差ロスをかぶることになります。仮にの規定がこのままになった場合、事業者事由の場合は、そのロスは事業者負担、発注者事由の場合は81条、84条各2号の定めに従い、そのロスを発注者に対して損害賠償請求するというで対処するというストラクチャーを前提にしているのでしょうか。事業者事由の場合の事業者負担はやむを得ないと考えますが、法令変更や不可抗力の場合も事業者負担とするこの規定は、事業者への負担が大きいのと思います。結果的に金融機関からの提案金利が上がる要因にもなります。ご再考は頂けないでしょうか。	No.245の回答を参照してください。
268	契約解除時の「その他の費用」の支払いについて	2-1	事業契約書(案)	36 37	83 84							「(発注者は)本契約解除時点における履行済みの維持管理費及び「その他の費用」の未払額について、100分の100に相当する額を支払う」とありますが、「その他の費用」は、契約解除時以降の未払額は全額お支払頂けると理解してよろしいでしょうか？ 仮に前述の理解と違う場合、「その他の費用」の支払いは均等払いなので、事業者が当該費用を立て替えているケース(割賦金利と支払金利が同額になるように、「その他の費用」で差額を補填する場合等)があると存じますが、この場合、事業者の立替分も発注者はお支払い頂くのが妥当だと存じますが国の考えをご教示下さい。	お支払します。 ご指摘の場合の立替えについては、No.84の回答をご参照下さい。
269	契約解除時の「その他の費用」の支払いについて	2-1	事業契約書(案)	38	85	3						「(発注者は)本契約解除時点までに生じた維持管理費及び「その他の費用」を支払う」とありますが、「その他の費用」の支払いは均等払いなので、事業者が当該費用を立て替えているケース(割賦金利と支払金利が同額になるように、「その他の費用」で差額を補填する場合等)があると存じますが、この場合、事業者の立替分も発注者はお支払い頂くのが妥当だと存じますが国の考えをご教示下さい。	ご指摘の場合の立替えについては、No.84の回答をご参照下さい。
270	発注者による事実の表明保証及び誓約	2-1	事業契約書(案)	39	87	1						本契約に基づきPFI事業費の支払に必要な国庫債務負担行為は、具体的にはどのような文言又は金額で設定されているのでしょうか。また、本事業契約に基づき、発注者が負担する費用のうちPFI事業費以外のいわゆる増加費用の支払のための国庫債務負担行為は、どのように設定されているのでしょうか。	本事業に必要な国庫債務負担行為は、限度額が何々千円、行為年度が平成16年度、国庫の負担となる年度が平成18年度以降13箇年度以内とされています。また、いわゆる増加費用については、費用の内容が明らかになった時点で措置することとなります。
271	限度について	2-1	事業契約書(案)	64	2							「その限度において」とありますが、どの限度でしょうか。	損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による範囲です。
272	裁判管轄	2-1	事業契約書(案)									事業契約書に関する裁判管轄は定めないのででしょうか。	5条6項を参照してください。
273	協力会社	2-2	基本協定書(案)	1	1	5						協力会社の定義として「SPCから直接」の受託又は請負う企業、とありますが、構成員の下で、業務を請けた方が事業が安定するという場合もあります。「間接」を妨げない規定として頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。	No.5の回答を参照してください。
274	甲及び乙の義務	2-2	基本協定書(案)	1	4	2						「乙は…甲の要望を尊重する」とありますが、PFI法の趣旨に則り規定するのであれば「双方尊重」の規定が妥当とかがえませんが、いかがでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
275	SPCの設立	2-2	基本協定書(案)	2	5	5						株主から誓約書を取得していることを前提とすると、取締役、監査役及び会計監査人を選任、改選した場合に国に通知することは、過度な要求と考えます。なぜ、必要なかお考えをお聞かせ下さい。	No.163の回答を参照してください。

番号	標題	資料No.	資料名	該当箇所								質問内容	回答	
				頁										
276	SPCの設立	2-2	基本協定書(案)	2	5	5							会計監査人の選任は必要でしょうか？監査特例法第2条の会社に該当するかどうかを問わないとありますが、仮に、同法の会社に該当しない場合は、「会計監査人」はいかなる業務をするのでしょうか。「会計監査人」と呼ばれるものは、監査特例法により定義付けられている以上、仮にSPCが同法2条の会社に該当しない場合は、「会計監査人」とされるものの業務内容を本協定書に逐一明示しておかなければならないのではないのでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
277	SPCの出資者	2-2	基本協定書(案)	2	6	3	5						出資者は別途誓約書を差し入れることになっております。同様の内容を担保するために出資者間契約を締結してその写しを甲に提出するのは、必要ないと考えますが、いかがでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
278	秘密保持	2-2	基本協定書(案)	2	12								既に公知であった事実及び公知の事実となった場合も除外事由としていただけないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
279	事業契約の締結	2-2	基本協定書(案)	3	7	2							「趣旨を明確化する」との規定がありますが、それはどのように行われるのでしょうか？	書面により行うことを想定しています。
280	準備行為	2-2	基本協定書(案)	3	8	1							「乙は事業契約締結前でも、自己の費用と責任において準備行為をなすものとす」との規定がありますが、これは乙の判断で「できる」とすべき行為であり、「なすもの」と規定することは甲の過度な要求と考えます。「できるものとする」と規定することが合理的と考えますがいかがでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
281	事業契約の不成立	2-2	基本協定書(案)	3	11								契約に至らなかった場合の費用負担は、事由を発生させたものが負担することが合理的と考えますがいかがでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
282	必用費等の放棄	2-3	国有財産無償貸付契約書(案)	2	13								民法の原則に基づいて、通常の必要費以外は甲の負担としていただけないでしょうか。	国有財産無償貸付契約書(案)のとおりとします。
283	契約の費用	2-3	国有財産無償貸付契約書(案)	2	14								履行費用は乙負担でもかまいませんが、契約の締結に関する費用は折半するのが原則ですので、そのように規定していただけないでしょうか。	国有財産無償貸付契約書(案)のとおりとします。
284	違約金	2-3	国有財産無償貸付契約書(案)	2	9	1							本条項に定める違約金額は、どのような算定方法により定められるのでしょうか。	違約金の額については公表する予定はありません。